

佐倉市立児童センターにおける指定管理者の管理に係る 管理の基準及び業務範囲等の制定について

1 条例改正の趣旨

児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設です。

児童センターの今後の運営については、平成24年5月に策定した「佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）において、児童センター及び学童保育所の抱える課題を解決し、子育て支援の充実を図っていくためには、すべての施設を市の直営で運営していくのではなく、市として取り組まなければならない事業（施設整備等）と民間に任せられる事業（運営管理等）を役割分担し、運営体制を強化するとともに、民間の柔軟な発想を活かした事業や運営のノウハウを活用することが望ましいとの方向性を示しています。

民間活力を取り入れることで、市全体の子育て支援のより一層の充実と児童の健全育成全般の質の向上を図ることができるものと判断し、指定管理者制度の導入にあたり、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定めようとするものです。

なお基本方針の策定にあたっては、平成21年3月から平成23年3月までの期間、佐倉市立保育園等の在り方検討会（学識経験者、保護者代表、保育園代表で構成）において、今後の施設の果たすべき役割や運営形態等について議論し、同検討会からいただいた提言をもとに、市としての今後の施設の方向性をとりまとめ、これを佐倉市子育て支援推進委員会（佐倉市議会議員、学識経験者、医師・歯科医師、民生委員・児童委員、保育園長、幼稚園長、公募による保護者・市民等で構成）に諮問し、その答申を踏まえ、平成24年3月に意見公募手続を実施し策定しています。

2 条例改正の概要（主な改正点）

指定管理者に以下のとおり管理及び運営を行わせるものとします。

（1）開所時間

午前9時から午後5時まで

ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができます。

（2）休所日

①月曜日

②国民の祝日に関する法律に規定する休日

③1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

ただし、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休所

日を変更し、又は臨時に休所日を設けることができます。

(3) 指定管理者の業務の範囲

- ①児童センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ②以下の業務の実施に関すること。
 - ア) 子育て支援に関すること。
 - イ) 運動又は遊びを通じた児童の体力増進に関すること。
 - ウ) 児童の健全育成に関すること。
 - エ) 図書の開覧及び貸出しに関すること。
- ③その他市長が必要と認める業務

(4) 利用者の範囲

市内に在住している18歳未満の児童及び当該児童の保護者とします。

ただし、指定管理者が認める者は利用することができます。

(5) 物品販売等の許可

児童センターにおいて、以下の行為をする場合は、市長の許可を受けなければならないものとします。また、市長は児童センターの管理上、許可に必要な条件を付することができるものとします。なお、この許可は、市長が特に認める場合は指定管理者が行うことができます。

- ①物品の販売及びその他これに類する行為
- ②寄附の募集
- ③広告物の掲示及び配布
- ④その他①から③に類する行為

(6) 損害賠償の義務

利用者は、児童センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償するものとします。

3 施設概要

施設概要については、別紙「児童センター施設概要」を参照。